



2014年1月28日

大仙市議会議長 橋村 誠 様

秋田県春闘共闘懇談会
代表委員 中村 秀也
〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館 2階
電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816



秋田県労働組合総連合
議長 佐々木 章
〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館 2階
電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816



最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める陳情

日ごろからのご奮闘に心より敬意を表します。

さて、今や雇用労働者の3人に1人は非正規雇用、年収200万円以下の「ワーキング・プア」の状態です。労働者の平均賃金は、2000年に比べて10%も減っています。世界に例を見ない賃金の下落が、消費の低迷、生産の縮小、雇用破壊と企業の経営危機を招く悪循環を形成してきており、政府が「賃上げによる経済好循環」をめざすとする政策は歓迎すべきものと考えます。

東日本大震災からの復興も遅れています。過去最大の大規模予算をもとにした多額公共事業や自治体の各種施策、民間の投資も、まともに暮らせる賃金、専門性に見合った賃金を伴う雇用の創出につながらなければ、人々の生活再建も地域の復興も進みません。

今の地域別最低賃金は、東京で869円、本秋田県は665円、最も低い地方では664円にすぎません。フルタイムで働いても税込で120～160万円では、まともな暮らしはできません。地域間格差も大きく、秋田県と東京では時間額で204円も格差があるため、青年の県外流出を促しています。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域格差がある点で特異な状態となっています。先進諸国のグローバル・スタンダードに近づくため、最低賃金の地域間格差の是正・全国一律への改正と金額の大幅な引き上げが必要です。

2010年に「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1000円を目指す」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立しています。最低賃金1000円は、中小企業には支払いが困難との意見もありますが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1000円以上、月額約20万円が普通です。この水準の最低賃金で、労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせています。日本でも、中小零細企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要があると考えます。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができると考えます。

こうしたことを踏まえ、貴議会において国に向けた意見書を採択していただきたく、お願い申し上げます。

